

# 静岡県立湖西高等学校生涯学習館「湖風館」管理規程

(名称)

第1条 本施設（静岡県立湖西高等学校生涯学習館）を「湖風館」と称する。

(目的)

第2条 湖風館の運用にあたり、次のことを目的とする。

- (1) 集団研修を通して、人間としての在り方生き方に関する教育を推進し、生徒の克己心を育む。
- (2) 地域に根ざした特色ある教育をめざす生涯学習の場とする。

(運営組織)

第3条 湖風館を適切かつ円滑に運営するため、次の委員会を置く。委員の構成及び委員会の任務は次のとおりとする。なお、委員の委嘱及び任命は校長が行う。

(1) 湖風館利用委員会 [9人]

市教育委員会代表1人、同窓会代表1人、PTA代表1人、自治会代表1人、  
校長、館長、教頭、事務長、研修課長

ア 地域に根ざした特色ある学校づくりに資するため、地域開放等の基本事項を協議し、使用計画を承認する。

(2) 湖風館管理運営委員会 [8人]

校長、館長、教頭、事務長、総務課長、教務課長、生徒課長、研修課長

ア 年間使用計画の立案

イ 湖風館の管理・運営

ウ 湖風館の利用促進と利用状況の把握

エ その他湖風館に関する業務

(管理・運営)

第4条 湖風館の管理運営は次のとおりとする。

(1) 管理責任者は校長とする。

(2) 運営事務責任者は館長とし、教頭（指導担当）がその任にあたる。

なお、研修課長は必要に応じて館長を代理する。

(3) 保全管理は事務長が行う。

(4) 研修課内に湖風館担当を置き、館長を補佐して運営事務にあたる。

(使用範囲)

第5条 湖風館の使用は次のとおりとする。

(1) 本校生徒の学習活動・特別活動・学校行事

(2) 職員・PTA・後援会・同窓会の研修

(3) 地域の教育・文化活動

(4) その他校長が認める活動

(使用許可)

第6条 湖風館を使用する時は、所定の許可願書に必要事項を記入し、校長の許可を得るものとする。

(使用制限・禁止)

第7条 以下のいずれかに該当する場合は、湖風館の使用を制限または禁止する。

(1) 使用の目的に反し、学校教育上好ましくないと認められる場合

(2) 学校活動に支障がある場合

(3) 学校管理上適正でないと認められる場合

(4) 使用規程及び使用細則に違反、または改善の指示に従わない場合

なお、特別な場合は、事前に湖風館利用委員会において審議し判定する。

(使用料)

第8条 湖風館を使用する際の必要経費は徴収することができる。徴収は事務室で取り扱う。

(修理弁償)

第9条 湖風館使用者が故意または過失により施設、設備、備品などを損傷、汚損または紛失した場合は、修復または補充に要する経費を負担し、弁償しなければならない。

(使用心得)

第10条 湖風館を使用する場合は、別に定める「静岡県立湖西高等学校生涯学習館「湖風館」使用細則」によるものとする。

(規則改正)

第11条 この規程の改正は、湖風館管理運営委員会の審議を経て行なうものとする。

附 則

この規程は平成10年5月1日より施行する。